

公立大学法人山梨県立大学定款

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 役員及び役員会
 - 第1節 役員（第8条－第12条の3）
 - 第2節 役員会（第13条－第15条）
- 第3章 審議機関
 - 第1節 経営審議会（第16条－第18条）
 - 第2節 教育研究審議会（第19条－第21条）
- 第4章 業務の範囲及び執行（第22条・第23条）
- 第5章 資本金等（第24条・第25条）
- 第6章 雑則（第26条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、大学を設置し、及び管理することにより、人間と社会に対する学術的研究、豊かな人間性及び専門的な職業能力を備えた人材の育成並びに地域社会に対する実践的な貢献を通じて、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）とする。

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、山梨県立大学（以下「大学」という。）を甲府市に設置する。

（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、山梨県とする。

（事務所の所在地）

第5条 法人は、事務所を甲府市に置く。

（法人の種別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第7条 法人の公告は、山梨県公報への登載又はインターネットの利用（以下「登載等」という。）により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により登載等ができない

ときは、法人の事務所の掲示場に掲示することによってその登載等に代えることができる。

第2章 役員及び役員会

第1節 役員

(定数)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事4人以内及び監事2人以内を置く。

(職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、第15条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第13条に規定する役員会の議を経なければならない。

3 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

5 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

6 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、山梨県知事（以下「知事」という。）が規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

7 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

8 監事は、法人が次に掲げる書類を知事に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

(2) その他知事が規則で定める書類

9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見書を提出することができる。

(監事の理事長等への報告義務)

第9条の2 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法、他の法令、山梨県の条例（以下「条例」という。）若しくは知事が定める規則若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、知事に報告しなければならない。

(理事長の任命等)

第10条 理事長の任命は、法人の申出に基づき、知事が行う。

2 理事長は、大学の学長（以下「学長」という。）となる。

3 第1項の申出は、学長となる理事長を選考するため設置する機関（以下「理事長選考

会議」という。)の選考に基づき行う。

4 理事長選考会議の委員（以下この条において「委員」という。）は、次に掲げる者をもって構成する。

（１） 第１６条第２項第４号に掲げる者の中から同条第１項に規定する経営審議会において選出された者 ３人

（２） 第１９条第２項第４号に掲げる者の中から同条第１項に規定する教育研究審議会において選出された者 ３人

（３） 第１６条第１項に規定する経営審議会において選出された同条第２項第２号に掲げる者

5 理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 議長は、理事長選考会議を主宰する。

7 前三項に定めるもののほか、理事長選考会議の議事の手続その他理事長選考会議に関し必要な事項は、議長が理事長選考会議に諮って定める。

8 第３項に規定する理事長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、理事長選考会議が定める基準により、行わなければならない。

9 法人は、第３項に規定する理事長の選考が行われたときは当該選考の結果及び次に定める事項を、理事長選考会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならない。

（１） 第３項の規定により理事長として選考された者について、理事長選考会議が当該者を選考した理由

（２） 理事長選考会議における理事長の選考の過程

（理事長以外の役員の任命）

第１１条 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

2 理事長は、理事の任命に当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

3 監事は、知事が任命する。

（役員の任期）

第１２条 学長となる理事長の任期は、２年以上６年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

2 副理事長及び理事の任期は、６年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし、副理事長及び理事の任期の末日は、当該副理事長及び理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。

3 監事の任期は、その任命後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第３４条第１項に規定する財務諸表の承認の日までとする。

4 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときの前条第２項の規定の適用については、その再任

の際現に法人の役員又は職員でない者とみなす。

(役員の忠実義務)

第12条の2 役員は、その業務について、法、他の法令、条例及び知事が定める規則並びにこの定款、法、他の法令又は条例に基づいてする知事の処分並びに法人が定める業務方法書その他の規程を遵守し、法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の報告義務)

第12条の3 役員（監事を除く。）は、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

第2節 役員会

(設置及び構成)

第13条 法人に役員会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招集及び議事)

第14条 役員会は、理事長が招集する。

2 理事長は、副理事長、理事又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、役員会を招集しなければならない。

3 役員会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 議長は、役員会を主宰する。

5 役員会は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 役員会の議事は、出席者（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第15条 役員会の議決事項は、次のとおりとする。

- (1) 中期目標について知事に対し述べる意見並びに中期計画に関する事項
- (2) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学、学部、学科、大学院その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 職員の人事及び評価の方針に関する事項
- (6) 学則その他の重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (7) その他役員会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第16条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

2 経営審議会は、委員10人以内で組織し、経営審議会の委員（以下この節において「委員」という。）は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 理事長

(2) 副理事長

(3) 理事長が指名する理事及び職員

(4) 法人の役員又は職員以外の者で理事長が任命するもの

3 経営審議会の委員の過半数は、前項第4号の委員でなければならない。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、第2項第1号から第3号（理事長が指名する職員を除く。）までに掲げる委員の任期は、当該職にある期間とする。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(招集及び議事)

第17条 経営審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、委員（理事長を除く。）の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

3 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 議長は、経営審議会を主宰する。

5 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 経営審議会の議事は、出席委員（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第18条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標について知事に対し述べる意見並びに中期計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

(2) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの

(3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項

(4) 職員（教員を除く。）の人事及び評価に関する事項

(5) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(6) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(7) その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第19条 法人に、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審

議会を置く。

2 教育研究審議会は、委員 18 人以内で組織し、教育研究審議会の委員（以下この節において「委員」という。）は、次に掲げる者をもって構成する。

（1） 学長となる理事長（以下この節において「理事長」という。）

（2） 副理事長

（3） 理事長が指名する理事

（4） 法人の規程で定める教育研究上の重要な組織の長及び代表

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、前項第 1 号から第 3 号までに掲げる委員及び同項第 4 号に掲げる委員のうち法人の規程で定める教育研究上の重要な組織の長の任期は、当該職にある期間とする。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

（招集及び議事）

第 20 条 教育研究審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、委員（理事長を除く。）の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

3 教育研究審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 議長は、教育研究審議会を主宰する。

5 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 教育研究審議会の議事は、出席委員（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議事項）

第 21 条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

（1） 中期目標について知事に対し述べる意見並びに中期計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの

（2） 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関するもの

（3） 学則（大学の教育研究に関する部分に限る。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項

（4） 教員の人事及び評価に関する事項

（5） 教育課程の編成に関する方針に係る事項

（6） 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

（7） 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

（8） 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

（9） その他大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及び執行

(業務の範囲)

第22条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第23条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第24条 法人の資本金の額は、山梨県が出資する別表に掲げる資産について、出資の日における時価を基準として山梨県が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第25条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを山梨県に帰属させる。

第6章 雑則

(委任)

第26条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(法人の成立後最初の理事長の任命等に関する特例)

2 法人の成立後最初の理事長の任命は、第10条第1項の規定にかかわらず、法人の申出に基づくことを要しないものとし、知事が行う。

3 大学の設置後最初の学長となる理事長の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、3年とする。

附 則

この定款は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

別表（第２４条関係）

１ 土地

所在地番	地積（平方メートル）
甲府市飯田５丁目３１８番１	23.00
甲府市飯田５丁目３２１番１	3,117.00
甲府市飯田５丁目３２１番４	575.00
甲府市飯田５丁目３２１番５	59.00
甲府市飯田５丁目３２１番６	115.00
甲府市飯田５丁目３２１番７	20.00
甲府市飯田５丁目３２１番８	5.87
甲府市飯田５丁目３４３番８	402.00
甲府市飯田５丁目３４３番１５	7,102.00
甲府市飯田５丁目３４３番１６	83.00
甲府市飯田５丁目３４３番１７	0.81
甲府市飯田５丁目３４３番１８	34.00
甲府市飯田５丁目３４３番１９	61.00
甲府市飯田５丁目３４３番２０	53.00
甲府市飯田５丁目３４６番２	1,506.00
甲府市飯田５丁目３４６番５	82.00
甲府市飯田５丁目３５０番２	33.00
甲府市飯田５丁目３７７番１	1,664.00
甲府市飯田５丁目３７７番２	101.00

甲府市飯田 5 丁目 3 7 9 番	1, 693. 00
甲府市飯田 5 丁目 3 7 9 番 2	66. 00
甲府市飯田 5 丁目 3 8 2 番 2	169. 00
甲府市飯田 5 丁目 3 8 2 番 1 4	51. 00
甲府市飯田 5 丁目 3 9 1 番 1	3, 343. 00
甲府市飯田 5 丁目 3 9 7 番 2	2, 008. 00
甲府市飯田 5 丁目 3 9 7 番 4	66. 00
甲府市飯田 5 丁目 3 9 7 番 9	12. 00
甲府市飯田 5 丁目 3 9 7 番 1 0	8. 73
甲府市飯田 5 丁目 3 9 9 番	2, 698. 00
甲府市飯田 5 丁目 4 0 2 番 2	91. 00
甲府市飯田 5 丁目 4 0 8 番 3	74. 00
甲府市飯田 5 丁目 4 1 4 番 2	668. 00
甲府市飯田 5 丁目 4 1 4 番 4	70. 00
甲府市飯田 5 丁目 4 1 4 番 5	26. 00
甲府市飯田 5 丁目 4 3 9 番 2	44. 00
甲府市飯田 5 丁目 4 4 8 番 3	55. 00
甲府市飯田 5 丁目 8 3 6 番 3	181. 00
甲府市飯田 5 丁目 8 3 6 番 5	5. 04
甲府市池田 1 丁目 5 9 2 番 2 7	26, 610. 84
甲府市池田 1 丁目 5 9 2 番 2 9	2, 830. 47

2 建物

名称	所在地	床面積（平方メートル）
A 館	甲府市飯田 5 丁目 1 1 番 1 号	4, 895. 27
車庫	甲府市飯田 5 丁目 1 1 番 1 号	36. 00
ポンプ室	甲府市飯田 5 丁目 1 1 番 1 号	16. 66
B 館	甲府市飯田 5 丁目 1 1 番 1 号	4, 262. 56
C 館	甲府市飯田 5 丁目 1 1 番 1 号	1, 397. 33
図書館	甲府市飯田 5 丁目 1 1 番 1 号	1, 184. 40
付属棟	甲府市飯田 5 丁目 1 1 番 1 号	240. 00

部室	甲府市飯田 5 丁目 1 1 番 1 号	91.08
1 号館	甲府市池田 1 丁目 6 番 1 号	2,440.59
2 号館	甲府市池田 1 丁目 6 番 1 号	4,191.91
3 号館	甲府市池田 1 丁目 6 番 1 号	2,526.01
4 号館	甲府市池田 1 丁目 6 番 1 号	5,499.21
機械室	甲府市池田 1 丁目 6 番 1 号	198.38
ポンベ室	甲府市池田 1 丁目 6 番 1 号	20.60
車庫	甲府市池田 1 丁目 6 番 1 号	44.08
5 号館	甲府市池田 1 丁目 6 番 1 号	1,927.50
部室	甲府市池田 1 丁目 6 番 1 号	108.25
カンファレンス棟	韮崎市旭町上條南割 3 3 1 4 番地 1 3	137.40
体育館	甲府市飯田 5 丁目 1 1 番 1 号	938.60
体育館	甲府市池田 1 丁目 6 番 1 号	1,346.45